



平成28年 1 月 14 日

各 位

会 社 名 ニッケ（日本毛織株式会社）
 代 表 者 名 取 締 役 社 長 佐藤 光由
 （コード番号 3201 東証第一部）
 本 社 所 在 地 大阪市中央区瓦町3丁目3番10号
 問 い 合 せ 先 総務法務広報室長 木村 純之
 （TEL. 06-6205-6601）

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

ニッケグループは、「NN120ビジョン」に続く中長期ビジョン「RN（リニューアル・ニッケ）130ビジョン」において、各事業領域にブランド発信の比重を移して商品・サービスの魅力アップによる当社「ファン」づくりを目指しております。IRの側面からも、このビジョンを推進する第一歩とするべく、投資単位の引下げを行うものです。

なお、この変更は、全国証券取引所が昨年 12 月 17 日に期限(2018 年 10 月 1 日)を公表した売買単位の集約方針にも合致しております。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 28 年 3 月 1 日

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
第 8 条（単元株式数） 当会社の単元株式数は 1,000 株とする。 （新 設）	第 8 条（単元株式数） 当会社の単元株式数は <u>100 株</u> とする <u>附則</u> <u>第 8 条の変更は、平成 28 年 3 月 1 日から効力を生じるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 変更の効力発生日

平成 28 年 3 月 1 日

(ご参考)

<株主優待制度について>

株主優待制度は、毎年 5 月 31 日現在の株主名簿に記載されている株主様を対象に実施しておりますが、このたびの変更を考慮して、100 株以上を保有する株主様も含めた制度を検討いたします。

以 上